

学校病医療券について

学校病の治療において、受診時に医療券を提出すれば自己負担分全額を豊中市が援助します。

対象者 ※どちらも満たすこと

- ① 就学援助の認定者
- ② 豊中市立学校に在籍

注意

子ども医療証、
ひとり親医療証などとは併用できません。



対象疾患

眼科	結膜炎・トラコーマ
皮膚科	白癬（水虫）・疥癬・膿か疹（とびひ）
耳鼻科	中耳炎・慢性副鼻腔炎（ちくのう）・アデノイド（咽頭扁桃増殖症）
歯科	う歯（虫歯）
小児科・内科	寄生虫病（虫卵保有を含む）

申込方法

① 取扱いを確認

医療機関に『豊中市学校病医療券』の取扱いがあるかをご確認ください。※取扱いのない医療機関があります。

② 申込システムにアクセス

スマホ：QRコードを読み込む

PC：市HPで「電子申込」→『医療券交付申込書』を検索

③ 必要事項を入力

医療券は月単位での発行になります。（翌月分まで発行可能）

④ 医療券が届く

申込み後2週間程度で郵送にて送付します。

⑤ 医療機関に提出

受診時に提出してください。※原則受診後の発行はできません。

※医師の診断結果により医療券が利用できない場合があります。

電子申込システム
『医療券交付申込書』



※お急ぎの場合は裏面記載の問合せ先までご相談ください。

＼ CHECK ! ／

| 仮発行 4～7 月分

- ・当年度の就学援助の認定までは、前年度認定であることを条件に仮発行します。
- ※就学援助が不認定になった場合や、1 学期終業式までに申込みをされなかった場合は、医療券により豊中市が負担した医療費は返金していただきます。

| よくある質問

Q 毎月申込みが必要ですか？

A 治療が翌月に継続した場合は、保護者の方が申込む必要はありません。
医療機関からの請求に応じて直接医療券を発行します。

※年度はじめの受診・1ヶ月以上受診が空いた場合・医療機関を変更した場合は必要です！



Q すでに医療費を支払った場合はどうなりますか？

A 医療機関に、事後の医療券提出で返金可能か確認してください。
返金に応じてもらえる場合は、医療券を申し込んでください。



| 問合せ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第一庁舎 6 階
豊中市教育委員会事務局 学務保健課 TEL：06-6858-2570